

公 告

下記のとおり一般競争入札に付します。本案件は、競争参加資格確認のための証明書等（以下「証明書等」という。）の提出、入札及び契約を電子調達システム（G E P S）で行う対象案件です。

令和7年7月23日

支出負担行為担当官

第一管区海上保安本部長 石崎 憲寛

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 入札件名 小型貨物自動車2台買入
- (2) 特記事項等 仕様書のとおり
- (3) 納入期限 令和8年1月30日
- (4) 納入場所 小樽海上保安部及び根室海上保安部
- (5) 証明書等の受領期限 令和7年8月7日 16時00分

提出証明書等

- ① 確認書（電子入札用）
 - ② 紙入札参加願（紙入札用）
 - ③ 紙業者登録事項（紙入札用）
 - ④ 国土交通省競争参加資格結果通知書（写）（電子、紙入札共通）
 - ⑤ 仕様確認申請書（電子、紙入札共通）
 - ⑥ 性能等証明書（電子、紙入札共通）
- (6) 入札書の受領期限 令和7年8月25日 16時00分
 - (7) 開札の日時及び場所 令和7年8月26日 10時00分
北海道小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎（5階）
 - (8) 入札方法

- ① 本件は、電子調達システムで実施するものとする。ただし、電子調達システムにより難しい者は、当本部に紙入札参加願を提出し、紙入札方式に代えるものとする。
なお、落札者については、価格と環境性能を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式により決定するものとする。
- ② 原則として、当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とする。なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には、移行しない。
- ③ 第1回の入札が不調となった場合、再度入札に移行するが、再度入札の時間については、原則として30分後に設定するので、当本部からシステムで送信される通知書は必ず確認すること。なお、電子入札と紙入札が混在する場合があります、開札処理に時間を要するなど予定時間を大幅に超えるような事態になれば、当本部から連絡する。
- ④ 電子調達システムでは、入札参加者の利便性向上のため、電子くじ機能を実装している。電子くじを行うには、入札者が任意で設定した000～99

9の数字が必要になるので、電子入札事業者は電子調達システムで電子くじ番号を入力し、紙入札事業者は、紙入札方式参加願に記載するものとする。

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。ただし、未成年者、被保佐人、又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りでない。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者及び入札時点において、第一管区海上保安本部長から指名停止の措置を受け、指名停止の期間中でない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）については、北海道地域の競争参加資格を有する者であり、「物品の販売」のA、B、C又はDに格付けされた者。

3 契約条項等を示す場所、契約及び入札に関する問い合わせ先

北海道小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎（5階）

第一管区海上保安本部経理補給部経理課入札審査係

電話 0134-27-0118（内線2223）

ファクシミリ 0134-27-6183

4 入札説明書及び仕様書等の交付期間・交付場所

交付期間 公告の日から令和7年8月7日まで

交付場所 ホームページ及び下記9にて交付

5 入札者の義務

この入札に参加を希望する者は、上記4で交付した入札説明書に基づいて環境性能その他の仕様書に定める要求要件にかかる内容を記載した性能等証明書を作成し、上記1（5）の期限までに提出しなければならない。

支出負担行為担当官から当該証明書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、提出された証明書は、第一管区海上保安本部において定めた仕様書の要求要件に基づき審査するものとし、当該証明書の合否については、令和7年8月19日までに連絡するものとする。

6 入札保証金及び契約保証金 免除

7 入札の無効

- (1) 本公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び第一管区海上保安本部入札・見積者心得書その他入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 仕様確認申請書の審査の結果、応札物品について承認されなかった者の行った入札は無効とする。

8 落札者の決定方法

- (1) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得書による。
- (2) 落札者の決定に当たっては、総合評価落札方式で行う。落札価格は、入札書に記載された金額から、自動車重量税、自賠責保険料、自動車リサイクル料金及びナンバープレート交付

手数料（以下「重量税等」という。）を除いた金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書には、車両本体価格、付属品及び納車費用について見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額に、重量税等を加算した金額を記載すること。

9 契約書の作成の要否 要

10 仕様書に関する問い合わせ先

公告の日から令和7年8月7日16時00分までの間、下記の担当課で随時受付

第一管区海上保安本部交通部整備課

電 話 0134-27-0118（内線2655）

以上公告する。